

審議会等会議録

会議の名称	令和3年度 第3回樋遣川公民館運営審議会
開催日時	令和4年1月25日（火） 午前9時55分から11時00分まで
開催場所	樋遣川公民館 講堂
議長氏名	熊倉 重雄
出席委員	松永 功、森 博司、渡辺正男、矢澤弘良、熊倉敏雄、内田 親 中山道子、渡辺由紀子、秋山宮男、坂本文子、菊地裕子、隈元俊介 青木久永
欠席委員	角田光穂
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 会議録署名委員の選出 4 議題 （1）令和3年度 樋遣川公民館事業報告について （2）その他 5 閉会
会議資料の名称	・令和3年度 樋遣川公民館事業報告 講座 高齢者学級 文化祭 ・その他 公民館のコミュニティセンターへの移行について 公民館のコミュニティセンターへの移行に伴う変わる場所 変わらない場所
会議の公開又は 非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴者の数	一 名
説明者の職・氏名	主事 鈴木 正 生涯学習課 課長 鳥海 和彦、主幹 佐藤 政治 市民協働推進課長 山口 大輔
事務局職員職・氏名	参与 久保田洋子、主事 鈴木 正、推進員 小島賢一、主事補 平良優子
会議録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 全文記録
その他必要な事項	別紙会議録のとおり

様式第3号 (第8条関係)

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
事務局	<p>1 開会</p> <p>ただいまから、令和3年度第3回樋遣川公民館運営審議会を始めさせていただきます。</p> <p>欠席委員を報告し、審議会が成立していることを報告。</p>
館長 委員長	<p>2 あいさつ</p> <p>久保田参与あいさつ</p> <p>熊倉 重雄委員長あいさつ</p>
委員長	<p>3 会議録署名委員の選出</p> <p>委員長が、秋山 宮男委員及び坂本 文子委員を指名し、承認される。</p>
委員長	<p>4 議題</p> <p>(1) 令和3年度樋遣川公民館事業報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料に基づき説明する。</p>
委員長	<p>ただ今の事務局の説明に対し、何か、ご意見、ご質問はありますか。</p>
委員	<p>なし</p>
委員長	<p>ないようですので、令和3年度樋遣川公民館事業報告については、報告のとおり承認します。</p> <p>次に、(2) その他について、委員さんから何かありますか。</p>
委員	<p>なし</p>
委員長	<p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>「公民館からコミュニティセンターへの移行」について、生涯学習課職員より説明いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
委員長	<p>「公民館からコミュニティセンターへの移行」について、事務局から説明をお願いします。</p>

生涯学習課長	資料に基づき、目的、施工期日・主な改正内容・スケジュールについて説明する。
生涯学習課主幹	資料に基づき、変わるところ、変わらないところについて説明する。
委員長	ただ今の事務局の説明に対し、何か、ご意見、ご質問はありますか。
委員	「コミュニティセンターの円滑な管理運営を図るため、コミュニティセンター運営委員会を置くことができることとすること。」とあるが、置く場合は加須市が判断するのか、あるいは樋遣川のコミュニティセンターの中で判断するのか、考え方は決まっているのか。
市民協働推進課長	コミュニティセンターごとにコミュニティセンター運営委員会を置く考えである。 任命権者が教育委員会から市長に替わる。①施設の管理運営に関する事。②コミュニティ活動に関する事。③生涯学習事業の実施に関する事。を役割として、生涯学習活動利用団体、知識経験者、学識経験者、生涯学習を実施している方に委員をお願いすることで検討している。
委員長	参与さんは年度いっぱいその制度が廃止される。どのようになるのか。
生涯学習課長	参与さんには、コミュニティセンター運営委員会に参加していただくことで考えている。
委員長	他に、何かありますか。
委員	組織が教育委員会と市長部局に関連がある。その連携は、今後、どのようにになるのか。
生涯学習課長	市長部局が管理、教育委員会が生涯学習事業を行っていくが、お互いに情報共有をし、調整を図りながら進めてまいりたい。
委員	例えば、大きな事業で文化祭がある。文化祭事業の窓口は生涯学習課、施設を借りるのは市民協働推進課ということでよろしいですね。 では、事業計画の内容についてのチェック、調整はどのように行うのか。文化活動で施設を借りるのだから、生涯学習課一本でいいのか。

生涯学習課長	<p>使用料減免登録団体を例に申し上げると使用料減免登録申請については、生涯学習課で団体を確認、把握し、市民協働推進課におくるという手順になる。</p>
委員	<p>樋遣川地区の市民は樋遣川コミュニティセンターだけではなく、すべてのコミュニティセンターを利用することができるということでもよろしいですね。</p>
生涯学習課長	<p>はい。利用することができます。</p>
委員長	<p>他に、何かありますか。</p>
委員	<p>コミュニティセンターは、営利目的の団体も有料で利用することができます。</p> <p>例えば、利用日が重なってしまった場合、今までだと、だいたい地域の団体ですので、お互いに相談しながら調整してきたが、今後、ネット申請導入後はコンピューターの抽選ということですので、いろいろな団体が入ってくると今まで行ってきた事業ができないということもあり得る。</p> <p>元々は生涯学習の場ということで、地域の公共的団体が様々な事業を行ってきたわけだが、そのあたりの優先度というのは一切ないのか。</p>
市民協働推進課長	<p>まず、市民の方の申し込みができるのが3か月前からである。市外の方あるいは商業宣伝行為をする方については、申請が2か月前になっている。</p> <p>よって、市民の方は、市外の方あるいは商業宣伝行為をする方よりも1か月前に予約がとれるので、抽選の段階では市民の方が優先ということになっている。</p> <p>ただ、同じ日にいろいろな団体が申し込みされると一団体しか利用できないので、そこは抽選という形になるかと思う。</p> <p>いずれにしても、市民の方が同日に申し込まれた場合は、コンピューターによる抽選ということになる。ご理解をいただきたい。</p>
委員	<p>今までですと各団体が利用申請するときに、1年間の行事予定を公民館で仮に抑えてくれていたので、非常に助かっていた。</p>
市民協働推進課長	<p>他の公民館運営審議会でも、そういった話はあった。公民館ごとで対応が異なるようなので、調べさせてください。</p> <p>市の事業、公共的事业については、年間で抑えている場合があるが、</p>

	<p>各公民館に調査をかけている。年間で抑えられるどうかも調整させていただきたいと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>できれば、優先的に従前やっていたものは利用できるというのが望ましいと思う。</p> <p>不動岡、三俣のコミュニティセンターでは、営利を目的とした団体等の利用はあるのか。</p>
<p>市民協働推進課長</p>	<p>加須市のコミュニティセンターの中で、一番不動岡の利用が多いが、公民館と併設ということで、生涯学習活動に係る利用のほうが多い状態である。</p> <p>商業宣伝行為等を行う場合の施設利用は、市民プラザが多い。人を集めるという関係で、会社説明会等に利用されているのが見受けられる。</p>
<p>委員長</p>	<p>他に、何かありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>職員体制は、どうなるのか。</p>
<p>市民協働推進課長</p>	<p>職員は、今までどおり待機させていただく。人数体制は2名から3名ぐらいを考えている。コミュニティセンターについては、生涯学習事業を実施していないので単純な貸館の職員で、今まで公民館だったところについては、生涯学習事業を実施していくので、当面の職員を配置するという考えている。</p>
<p>委員長</p>	<p>今、樋遣川公民館には参与さんがいて、職員が3人いる。参与さんはいなくなるということだが、3人という体制はどうなるのか。</p>
<p>市民協働推進課長</p>	<p>基本は3人で回して、その中で2人の日もあれば1人の日もあればという考え方である。</p>
<p>委員長</p>	<p>コミュニティセンター運営委員会は、いつ頃設置するのか。</p>
<p>市民協働推進課長</p>	<p>只今、コミュニティセンター運営委員会の設置するための規則案を作っていて、規則の施行日は4月1日になるが、4月1日と同時に認定というわけにはいかないと思う。</p> <p>公民館運営審議会委員の次の任期は6月1日からであるので、遅くともそこまでは、各センター15名程度で委嘱をさせていただいて、お願いしたいと思っている。</p>

委員長	他に、何かありますか。
委員	民間の利用が可能ということだが、利用に関する規定とかはないのか。例えば、オレオレ詐欺などに利用される恐れもある。
市民協働推進課長	原則、そういう細かいルールはないが、申請の段階において申請書等で確認をさせていただく。
委員	市外のネット申請では、どういう個人・団体なのか分からない。マルチ商法もできてしまうのではないか。
市民協働推進課長	やるかどうか分からないが、利用目的等も記入してくるので、それで判断するしかないと思う。
委員	そういう可能性もあるということも少し考えておいてほしい。
市民協働推進課長	十分注意して、行きたいと思う。
委員	民間の利用について、職員による面接は可能か。
市民協働推進課長	可能です。
委員長	他に、何かありますか。
委員	要望、お願いになってしまうと思うが、不特定多数の民間の方が利用できるということで、これが物品販売とかで30～40名集まる時に駐車場とか、周りの交通状況とか、渋滞が発生したり、又は時間帯によっては子供たちの下校の時間とか、休日の時間とかでかなり危険が増えてしまう。できれば、台数を制限するとか、中身を整理していただいて、交通渋滞とか、周りに迷惑をかけないように運営していただきたい。
市民協働推進課長	ごもつともだと思います。特に民間企業等が使う場合については、代替の駐車場を見つけてもらうなど特段の配慮をお願いします。
委員長	他に、何かございませんか。よろしいでしょうか ないようですので、以上をもちまして、終了といたします。スムーズな進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。 これで、議長の座を降ろさせていただきます。

<p>副委員長</p> <p>事務局</p>	<p>5 閉会</p> <p>渡辺副委員長あいさつ</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。 ありがとうございました。</p>
<p>会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。(注)</p> <p>令和4年 2月 7日</p> <p>署名 <u>秋山 喜寿</u></p> <p>署名 <u>坂本文子</u></p>	

(注) 特に署名を要しない審議会等については、事務局名を記入してください。